

## 変更となる取り扱い内容について

- 「空気清浄機」について、業種別ガイドライン等に記載がなくても助成対象となります。

既に「空気清浄機」が助成対象外として不採択となった事業者様で、再申請を希望される事業者様へ

- 申請手続き等の状況を確認させていただきますので事務局までご相談ください。  
事務局電話番号 03-4477-2886

## 必ずご確認ください 空気清浄機の申請をご検討されている申請者様へ

- 空気中の新型コロナウイルス対策等は厚生労働省、商品表示・商品選択等については、消費者庁から注意喚起等がなされております。本事業に申請する機器等の検討に当たりましては、必ずこうした注意喚起をご確認くださいませようお願いいたします。

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症空気中のウイルス対策・空間噴霧等について

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

【消費者庁】新型コロナウイルスに対する予防効果を標榜する商品表示等について

URL <https://www.caa.go.jp/notice/entry/023162/>

【消費者庁】景品表示法に基づく措置命令等について

URL [https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/release/2021/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2021/)